

(健Ⅱ329)  
令和2年11月4日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤和彦  
(公印省略)

「アルコール関連問題啓発ポスター」の送付について

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）において、毎年11月10日から11月16日までを「アルコール関連問題啓発週間」として規定しているところでもあります。

今般、本年度の啓発週間における取組として、同法に基づき設置されるアルコール健康障害対策推進会議を構成する関係省庁の連名によりアルコール関連問題啓発ポスターが作成され、本会宛に周知協力方依頼がありましたのでご連絡いたしますとともに、貴会宛に1部お送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、引き続きアルコール関連問題の啓発及びアルコール健康障害対策の総合的な推進について、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本ポスターは、厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00003.html)）に掲載されておりますことを申し添えます。

事務連絡  
令和2年10月26日

(公社)日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課アルコール健康障害対策推進室

「アルコール関連問題啓発ポスター」の送付について

アルコール健康障害対策の推進に当たりましては、日頃より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「アルコール関連問題啓発週間」(11月10日から11月16日まで。以下「啓発週間」という。)については、アルコール健康障害対策基本法において、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする、と規定されているところです。

啓発週間における国の取組の一環として、本年度もアルコール関連問題啓発ポスターも作成いたしました。

アルコール関連問題に関する国民の関心と理解を深めるため、貴協会に本ポスター・リーフレットの掲示・配布等についてご協力いただきたく、送付させていただきます。

今後とも、基本法の趣旨を踏まえ、アルコール関連問題の啓発及びアルコール健康障害対策の総合的な推進にご協力いただけますようお願いいたします。

なお、ポスターデータについては、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000017631600003.html>

【本件問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 アルコール健康障害対策推進室  
精神・障害保健課 依存症対策推進室 依存症対策係  
係長 安東 和繁／係員 小松 伸明  
e-mail :andou-kazushige.mp3@mhlw.go.jp  
komatsu-nobuaki@mhlw.go.jp  
TEL :03-5253-1111 (内線)3100、3065  
FAX :03-3593-2008

健康障害  
肝炎などの  
臓器障害

飲酒運転

のむと、こわくなるよ



そのびょうきも、おさけのせい？

かぞくよりおさけがだいじなの？



アルコール依存症

子どもたちは、こまっています。  
大人のお酒の問題で。

そんなにいっぱいなので、だいじょうぶ？



多量飲酒

あぶないから、うんてん、だめだよね？



こどもは、おさけ、だめだよね？



20歳未満の飲酒

おなかのあかちゃん、よっぱらわない？



妊婦の飲酒



お酒の問題、解決の道があります。

地域の精神保健福祉センターや保健所で、  
家族の相談ができます。



相談窓口  
の検索は  
こちら

アルコール関連問題啓発週間

11月10日  
～16日

厚生労働省・内閣府・法務省・国税庁・文部科学省・警察庁・国土交通省

Illustration: TUPERA SUPERA